

別 表 (第3条関係)

登録申請書の添付図書

§ 1. 概要及び仕様書

1. 概 要

- (1) 処理方式名：
 (2) 型 式 名：
 (3) 告示区分等：
 (4) 型式認定番号・容量等
 例) 嫌気ろ床接触ばっ気方式

処理対象人員		人	人	人
型式認定番号				
型式認定取得年月日				
各 単 位 装 置 の 容 量 (m ³)	嫌気ろ床槽第1室			
	2室			
	計			
	接触ばっ気槽			
	沈 殿 槽			
	消 毒 槽			
槽 の 概 寸 (mm)	最大長さ			
	最大幅			
	最大高さ			
	カラーの高さ			
	余 裕 高			

注) 各単位装置の有効容量・水位が変動する単位装置については、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

(5) 浄化槽本体の外観

処理対象人員ごとに浄化槽本体の大きさが明らかになるように撮影した写真を添付する。

(6) 処理性能

	BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	その他
性能評価値				
型式適合値				
型式認定値				

(7) 性能評価型の場合

- 1) 処理原理・機構
- 2) 処理方式の特徴
- 3) 各単位装置の機能
- 4) 設計諸元とその根拠
- 5) 消費電力（各人槽別に通常の使用状態における1ヵ月あたりの値）

2. 視野率、槽上部の開口部の大きさ及び蓋の材質等

(1) 槽上部の開口部の大きさ及び蓋の材質

処理対象人員		人	人	人
開口部の蓋の径 (mm) × 枚数	φ ×	φ ×	φ ×	φ ×
	φ ×	φ ×	φ ×	φ ×
	φ ×	φ ×	φ ×	φ ×
	φ ×	φ ×	φ ×	φ ×
	計 枚	計 枚	計 枚	計 枚
上記の蓋のうち、施錠機能を有する蓋の枚数		枚	枚	枚
材 質				
① 開口部の総開口面積 (m ²)				
② 全水面積 (m ³)				
③ : (① / ② × 100)				
視野の面積	④ 嵩上げしない場合 (m ³)			
	⑤ 嵩上げ30cmの場合 (m ³)			
視野率	⑥ 嵩上げしない場合 (%) (④ / ② × 100)			
	⑦ 嵩上げ30cmの場合 (%) (⑤ / ② × 100)			
※				

注) ②～⑦：水位が変動する単位装置については、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

※ 視野図を作成する際の目の位置は、マンホール等の開口部の内枠から水平距離で300mm、G.L. より上方200mm以上の位置とする。

(2) 浄化槽の視野

処理対象人員ごとに、マンホール等各開口部から浄化槽内を覗いたとき、見ることができ
る範囲が明らかになるように撮影した写真を添付する。なお、撮影条件を次に示す。

- ① マンホール等の開口部の嵩上げを行っていない状態
- ② 槽内に水張りを行っていない状態
- ③ カメラの位置は、マンホール等、各開口部の真上とする。
(開口部の枠の上端より約1m上方の位置)

3. マンホール枠の上端から各部位までの距離

例) 嫌気ろ床接触ばっ気方式

(単位: cm)

処理対象人員		人	人	人
弁類 まで の 距 離	散気管用			
	逆洗管用			
	空気逃がし管用			
	エアリフトポンプ用			
空気配管途中の接続部(ユニオン) までの距離				
散気管の取付具までの距離 ※				
薬剤筒上端までの距離				
水面 まで の 距 離	嫌気ろ床槽			
	接触ばっ気槽			
	沈殿槽			
	消毒槽			

※ 散気管を槽外に取り出す際、取付具を操作しなければ空気配管が取り外しできないタイプである場合のみ、マンホール枠の上端から操作すべき取付具の上端までの距離を記入する。すなわち、取付具を操作しなくても空気配管が取り外しできる場合は、記入する必要はない。

4. 水準目安線の外観

5人槽における嫌気ろ床槽(あるいは沈殿分離槽)第1室の水準目安線の形状を撮影した写真を添付する。なお、水位線が設けられている場合は水位線の形状を撮影した写真も添付する。

5. 弁 類

(1) 弁類の数、色及び型式

処理対象人員		人	人	人
散気管用	数			
	色			
	型式 ※			
逆洗管用	数			
	色			
	型式 ※			
空気管 逃がし用	数			
	色			
	型式 ※			
エアリスト ポンプ用	数			
	色			
	型式 ※			

※ 開閉用、微調整用のどちらであるかを記入する。

(2) 各目的ごとの弁類の操作手順を図示したラベル

各目的ごとの弁類の操作手順を図示したラベルあるいは、その内容を撮影した写真を添付する。

(3) 弁類の外観

処理対象人員ごとに、弁類の色や空気配管に貼り付けたラベル等が明らかになるように撮影した写真を添付する。

6. 空気配管及び汚泥配管の位置及び支持方法

空気配管及び汚泥配管の位置及び支持方法に関して、下記に示す資料を添付する。

① 空気配管及び汚泥配管の取付位置

空気配管及び汚泥配管の取付位置に関して、槽内の汚泥等の移送及び引き出し等に支障が生じないよう配慮した事項が明らかになる資料

② 空気配管の材質及び支持方法

空気配管の材質及び支持方法に関して、弁類の操作時に片手で支持しなくても空気配管が変形あるいは破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

7. 有効水深

(1) 各单位装置の有効水深（沈殿槽は実水深も併記すること）

例) 嫌気ろ床接触ばっ気方式

(単位：mm)

処理対象人員	人	人	人
嫌気ろ床槽			
接触ばっ気槽			
沈 殿 槽			
(実 水 深)			
消 毒 槽			

注) 水位が変動する場合には、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

(2) 汚泥貯留機能等の安定化

有効水深が1.4m未満の場合、汚水の最大流入時においても汚泥貯留機能等の安定化を図るための工夫内容に関する資料を添付する。

§ 2. 各单位装置の構造

1. 嫌気ろ床槽

1-1 平面形状

(1) 平面形状

処理対象人員	人	人	人
① V ₁ (m ³)			
② L ₁ (mm)			
③ H ₁ (mm)			
④ W ₁ (mm)			
⑤ L ₁ /W ₁			
⑥ V ₂ (m ³)			
⑦ L ₂ (mm)			
⑧ H ₂ (mm)			
⑨ W ₂ (mm)			
⑩ L ₂ /W ₂			

注) ①③⑥⑧：水位が変動する場合には、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

V₁：第1室の有効容量
 L₁：第1室の最大長さ
 H₁：第1室の有効水深
 W₁：第1室の相当幅
 (= V₁ × / (L₁ × H₁))

V₂：第2室の有効容量
 L₂：第2室の最大長さ
 H₂：第2室の有効水深
 W₂：第2室の相当幅
 (= V₂ × / (L₂ × H₂))

(2) 短絡流の防止

$L1/W1 < 0.6$ あるいは $L2/W2 < 0.4$ の場合、各室内に短絡流が生じないようにするための工夫内容に関する資料を添付する。

1-2 断面形状

(1) 第1室の断面形状

処理対象人員	人	人	人
① 流入管底から水面までの距離 (mm)			
② 臭突口の下端から水面 までの距離 (mm)			
③ 流出管上端開口部から 水面までの距離 (mm)			
④ 水面からろ材押さえ面 までの距離 (mm)			
⑤ ろ材の充填深 (mm)			
⑥ ろ材受け面から槽底まで の距離 (mm)			
⑦ 有効水深 (mm)			
⑧ 流出管下端開口部から槽底 までの距離 (mm)			
⑨ : (④/⑦)			
⑩ : (⑤/⑦)			
⑪ : (⑥/⑦)			
⑫ : (⑧/⑦)			
汚水の流れ ※			

注) ①②③④⑦、⑩～⑬：水位が変動する場合には、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

※ 上向流、下向流のどちらであるかを記入する。

(2) 第2室の断面形状

処理対象人員	人	人	人
① 水面からろ材押さえ面 までの距離 (mm)			
② ろ材の充填深 (mm)			
③ ろ材受け面から槽底 までの距離 (mm)			
④ 有効水深 (mm)			
⑤ 流出管下端開口部から 槽底までの距離 (mm)			
⑥ : (①/④)			
⑦ : (②/④)			
⑧ : (③/④)			
⑨ : (⑤/④)			
汚水の流れ ※			

注1) ①④、⑥～⑨：水位が変動する場合には、高水位、中水位、低水位の各水位における値を記入する。

注2) 上向流、下向流のどちらであるかを記入する。

1-3 ろ材の支持方法

(1) ろ材受け面及びろ材押さえ面の外観

処理対象人員ごとに、所定の位置に取り付けたろ材受けの全景が明らかになるように撮影した写真を添付する。同様に、ろ材押さえの写真を添付する。

(2) ろ材受け面及びろ材押さえ面等の強度

ろ材受け面及びろ材押さえ面等の強度に関して、下記に示す資料を添付する。

① ろ材受け面の支持枠の取り付け方法

ろ材受け面の支持枠の取り付け方法に関して、蓄積汚泥とろ材の全重量が支持枠に掛かった状態でも、支持枠は壁面から外れることがないように配慮した事項が明らかになる資料

② ろ材受け面の強度

ろ材受け面の強度に関して、蓄積汚泥とろ材の全重量がろ材受けに掛かった状態でも、変形、破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

③ ろ材受け面の補強状況

ろ材受け面の補強材の場合、ろ材受け面の補強材の形状に関して、清掃時にろ材受けが破損しない代わりに、ろ材が破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

④ ろ材押さえ面の強度

ろ材押さえ面の強度に関して、ろ材充填部分にガスが蓄積し、ろ材に浮力が掛かっても、ろ材が浮上しないよう配慮した事項が明らかになる資料

⑤ ろ材押さえ面の網様シートの強度

ろ材押さえ面に網様シートを用いている場合、網様シートの強度に関して、清掃の際にサクションホースの先端をろ材押さえ面に添って移動させ堆積汚泥を引き出したときや圧力水で洗浄したときでも、破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

⑥ ろ材押さえ部分の支持枠と補強材の接合部分の取り付け方法

ろ材押さえ部分の支持枠と補強材の接合部分の取り付け方法に関して、ろ材が破損した場合に修理できるよう配慮した事項が明らかになる資料

⑦ 板状等のろ材の強度

板状等のろ材の場合、ろ材の強度に関して、清掃時に圧力水でろ材を洗浄しても、ろ材が破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

1-4 ろ材の種類及び充填方法等

項 目	第 1 室	第 2 室
商 品 名		
形 状 ※1		
材 質		
比 表 面 積 (m ² /m ³)		
充 填 方 法 ※2		
本ろ材を採用した理由		
網状のものの開口率 (%) ※3		
ろ材の外観 ※4		

※1：板状、網様板状（ネット状）、ヘチマ状、網様円筒状、骨格様球状、小円筒状あるいはその他のうち、どの形状であるかを記入する。

※2：規則充填または不規則充填のどちらかであることを記入する。

※3：ろ材受け面及びろ材押さえ面に網状のものをを用いた場合に記入する。

※4：ろ材の外観が明らかになるように撮影した写真を添付する。

1-5 ろ材の充填状況

(1) 第1室

処理対象人員	人	人	人
ろ材の充填率 (%)			
充填部分の容量 (m ³)			
規則充填の場合の分割数※			
不規則充填の場合の充填 個数 (個)			
充填個数 (個/m ³)			

※ 分割している場合、ろ材の充填状況が明らかになるような模式図を添付する。

(2) 第2室

処理対象人員	人	人	人
ろ材の充填率 (%)			
充填部分の容量 (m ³)			
規則充填の場合の分割数 ※			
不規則充填の場合の充填 個数 (個)			
充填個数 (個/m ³)			

※ 分割している場合、ろ材の充填状況が明らかになるような模式図を添付する。

1-6 清掃孔

(1) 清掃孔の形状

処理対象人員	人	人	人
第1室の清掃孔の上端開口部 の面積 (cm ²)			
第2室の清掃孔の下端開口部 の面積 (cm ²)			
清掃孔に内接する円の直径 (mm)			

1-7 隔壁の強度

隔壁の強度に関して、第1室だけの槽内水を全量引き出した状態でも、第2室側からの水圧等によって槽壁と隔壁の取り付け部分より水漏れが生じたり、隔壁が著しく変形あるいは破損したりすることがないように配慮した事項が明らかになる資料を添付する。

2. 接触ばっ気槽

2-1 接触材の支持方法

(1) 接触材受け面及び接触材押さえ面の外観

処理対象人員ごとに、所定の位置に取り付けた接触材受けの全景が明らかになるように撮影した写真を添付する。同様に、接触材押さえの写真を添付する。

(2) 接触材受け面及び接触材押さえ面等の強度

接触材受け面及び接触材押さえ面等の強度に関して、下記に示す資料を添付する。

① 接触材受け面の支持枠の取り付け方法

接触材受け面の支持枠の取り付け方法に関して、蓄積汚泥と接触材の全重量が支持枠に掛かった状態でも、支持枠は壁面から外れることがないよう配慮した事項が明らかになる資料

② 接触材受け面の強度

接触材受け面の強度に関して、蓄積汚泥と接触材の全重量が接触材受けに掛かった状態でも、変形、破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

③ 接触材受け面の補強材の形状

接触材との接触面が狭い補強材の場合、接触材受け面の補強材の形状に関して、清掃時に接触材受けが破損しない代わりに、接触材が破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

④ 接触材押さえ面の強度

接触材押さえの強度に関して、接触材充填部分にガスが蓄積し、接触材に浮力が掛かっても、接触材が浮上しないよう配慮した事項が明らかになる資料

⑤ 接触材押さえ面の網様シートの強度

接触材押さえ面に網様シートを用いている場合、網様シートの強度に関して、清掃の際にサクションホースの先端を接触材押さえ面に沿って移動させ堆積汚泥を引き出したときや圧力水で洗浄したときでも、破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

⑥ 接触材押さえ部分の支持枠と補強材の接合部分の取り付け方法

接触材押さえ部分の支持枠と補強材の接合部分の取り付け方法に関して、接触材が破損した場合に修理できるよう配慮した事項が明らかになる資料

⑦ 板状等の接触材の強度

板状等の接触材の場合、接触材の強度に関して、清掃時に圧力水で接触材を洗浄しても、接触材が破損しないよう配慮した事項が明らかになる資料

2-2 接触材の種類及び充填方法等

項 目	第 1 室	第 2 室 ※5
商 品 名		
形 状 ※1		
材 質		
比 表 面 積 (m ² /m ³)		
充 填 方 法 ※2		
本接触材を採用した理由		
網状のものの開口率 (%) ※3		
接触材の外観 ※4		

※1：板状、網様板状（ネット状）、へチマ状、網様円筒状、骨格様球状、小円筒状あるいはその他のうち、どの形状であるかを記入する。

※2：規則充填または不規則充填のどちらかであることを記入する。

※3：接触材受け面及び接触材押さえ面に網状のものを用いた場合に記入する。

※4：接触材の外観が明らかになるように撮影した写真を添付する。

※5：2室に区分されている場合は、第2室の欄にも記入する。

2-3 接触材の充填状況

処理対象人員	人	人	人
充填率 (%)			
充填部分の容量 (m ³)			
規則充填の場合の分割数 ※1			
不規則充填の場合の充填 個数 (個)			
充填個数 (個/m ³)			

※1：分割している場合、接触材の充填状況が明らかになるような模式図を添付する。

※2：2室に区分されている場合は、各室ごとに表を作成する。

2-4 散気装置

2室に区分されている場合は、各室ごとに表を作成するとともに、写真及び資料等を添付する。

(1) 散気管の形状及び長さ

処理対象人員	人	人	人
ばっ気攪拌方法 ※1			
散気管の形状 ※2			
散気管の系列数			
散気部分の材質			
① 水面部分の幅 (mm)			
② 散気管の長さ (mm)			
③ 散気部分の長さ (mm)			
④ : (②/①) ※3			
⑤ : (③/①) ※3			

※1：側面ばっ気、中心ばっ気、エアリフトポンプ型ばっ気あるいはその他（全面ばっ気等）のうち、どの方法であるかを記入する。

※2：T字型・L字型・その他（その形状を線図で表す。）のうち、どの方法であるかを記入する。

※3：ばっ気攪拌方法が側面ばっ気及び中心ばっ気の場合だけ、この欄に数値を記入する。

(2) 散気管の外観

処理対象人員ごとに、所定の位置に取り付けた散気管の全景が明らかになるように撮影した写真を添付する。

(3) 散気管の調整方法

散気管の水平を調整できる構造の場合、その調整方法に関する資料を添付する。

(4) 散気管の脱着（取出し及び取付け）方法

散気管の脱着（取出し及び取付け）方法を分かりやすく説明した図書を添付する。

2-5 逆洗装置

2室に区分されている場合は、各室ごとに表を作成するとともに、写真を添付する。

(1) 逆洗管の形状及び取り付け位置

処理対象人員	人	人	人
逆洗管の形状 ※			
逆洗管の系列数			
接触材受けから逆洗管 までの距離 (mm)			
逆洗管から槽底までの距離 (mm)			
散気孔の直径 (mm)			
散気孔の間隔 (mm)			

※ 目型、田型、口型、その他（その形状を線図で表す。）のうち、どの形状であるのかを記入する。

(2) 逆洗管の外観

処理対象人員ごとに、所定の位置に取り付けた逆洗管の全景が明らかになるように撮影した写真を添付する。

(3) その他（たとえば、自動運転の場合、設定条件とその調整方法）

2-6 汚泥移送装置

2室に区分されている場合は、各室ごとに表を作成するとともに、資料等を添付する。

(1) 各部位の寸法

(単位：mm)

処理対象人員	人	人	人
汚泥移送管の終点の管底から水面までの距離			
汚泥移送管の起点の管底から移送先の水面までの距離			
汚泥移送管の直径			
エアリフトポンプの下端開口部から槽底までの距離			

(2) 汚泥移送管内の掃除方法

汚泥移送管内の掃除の方法を分かりやすく説明した資料（図解）を添付する。

(3) 汚泥移送量の調整方法

汚泥移送量の調整方法を分かりやすく説明した資料を添付する。

2-7 汚泥引出し管の形状

処理対象人員	人	人	人
汚泥引出し管の上端開口部の面積 (cm ²)			
汚泥引出し管の下端開口部の面積 (cm ²)			
汚泥引出し管の上端開口部から水面までの距離 (mm)			
汚泥引出し管に内接する円の直径 (mm)			

※ 2室に区分されている場合は、各室ごとに表を作成する。

2-8 送風機

(1) 送風機の能力

処理対象人員	人	人	人
送風機の型式			
消費電力 (W) ※			
吐出風量 (ℓ/分)			
接触ばっ気槽の容量 (m ³)			
ばっ気強度 (m ³ /m ³ ・時)			
吐出圧力 (kPa)			

※ 消費電力及び吐出風量：(50Hz/60Hz)

(2) 送風機の耐用年数

通常の使用状態の場合（取扱説明書に記されているような保守点検を行った場合）における送風機の耐用年数を記入する。

耐用年数：_____年

2-9 循環装置（該当する場合に記入する。）

2-6 汚泥移送装置に準じて、各部位の寸法、掃除の方法、循環水量の調整方法が明らかになる資料を添付する。

3. 沈殿槽

(1) 越流ぜきの長さ等

処理対象人員	人	人	人
せきの長さ (m)			
越流負荷 (m ³ /m・日) ※1			
せきの形状 ※2			
ノッチの角度 (度) ※3			
ノッチの高さ (mm) ※3			
ノッチの数 (個) ※3			

※1：200 /人・日の場合の越流負荷を記入する。

※2：三角ぜきあるいは平ぜきのどちらであるのかを記入する。

※3：三角ぜきの場合だけ、三角ノッチの角度、高さ及び数を記入する。

(2) 越流ぜきの水平調整機能

越流ぜきの水平調整機能がある場合、その調整方法に関する資料を添付する。

(3) 沈殿槽底部の水の流れ方

スロット型の場合、沈殿槽底部における水の動きが明らかになるような資料（図解あるいは写真）を添付する。

4. 消毒槽

(1) 薬剤筒の容量

処理対象人員	人	人	人
薬剤筒内の消毒剤保持量 (g)			

※ 処理対象人員ごとに、薬剤筒の容量の設定に関する資料を添付する。

(2) 消毒剤と沈殿槽流出水との接触状況の調整機能

消毒剤と沈殿槽流出水との接触状況の調整機能がある場合、その調整方法に関する資料を添付する。

5. 沈殿分離槽

5-1 平面形状

処理対象人員	人	人	人
① V_1 (m ³)			
② L_1 (mm)			
③ H_1 (mm)			
④ W_1 (mm)			
⑤ L_1/W_1			
⑥ V_2 (m ³)			
⑦ L_2 (mm)			
⑧ H_2 (mm)			
⑨ W_2 (mm)			
⑩ L_2/W_2			

※ 表中のV1~W1までは表-6と同様である。

(2) 短絡流の防止

$L_1/W_1 < 0.6$ あるいは $L_2/W_2 < 0.4$ の場合、各室内に短絡流が生じないようにするための工夫内容に関する資料を添付する。

5-2 断面形状

(1) 第1室の断面形状

処理対象人員	人	人	人
① 有効水深 (mm)			
② 流入管底から水面までの距離 (mm)			
③ 臭突口の下端から水面までの距離 (mm)			
④ 水面から流入管下端開口部までの距離 (mm)			
⑤ 水面から流出管下端開口部までの距離 (mm)			
⑥ : (④/①)			
⑦ : (⑤/①)			

(2) 第2室の断面形状

処理対象人員	人	人	人
① 有効水深 (mm)			
② 水面から流入管下端開口部 までの距離 (mm)			
③ 水面から流出管下端開口部 までの距離 (mm)			
④ : (②/①)			
⑤ : (③/①)			

5-3 隔壁の強度

隔壁の強度に関して、第1室だけの槽内水を全量引き出した状態でも、第2室側からの水圧等によって槽壁と隔壁の取り付け部分より水漏れが生じたり、隔壁が著しく変形あるいは破損したりすることがないように配慮した事項が明らかになる資料を添付する。

6. 脱室ろ床槽

1. 嫌気ろ床槽に準じて、平面形状、断面形状、ろ材の支持方法、ろ材の種類及び充填方法、ろ材の充填状況、清掃孔、隔壁の強度が明らかになる資料を添付する。

7. その他の単位装置

1. ~6. 以外の単位装置の場合は、1. ~5. に準じて、構造及び機能が明らかになる資料を添付する。

8. 内部設備の材質の一覧表及び交換頻度

§3. 必要図面・・・・・・ (表-26)

処理対象人員ごとに、浄化槽の構造及び仕様等が明らかになる図面を添付する。

構造図は、水平断面図（マンホール等の位置を点線で表示すること。）、縦横断面図及び部分詳細図とし、各単位装置内の構造が明らかに表現できるものであること。

作図は、J I S A 0 1 5 0 「建築製図通則」及びJ I S B 0 0 0 1 「機械製図」による。寸法単位はmmとすること。

なお、下記に示す構造等が明らかになる図面の図面番号を該当する欄内に記入すること。

必 要 な 事 項	図面番号
①マンホール等を嵩上げしない状態と300mm嵩上げた状態における視野	
②水準目安線及び水位線の設置位置及び形状（平面図、断面図）	
③空気配管及び汚泥配管の配管系列及び設置位置（配管立体図）	
④空気配管及び汚泥配管の支持方法	
⑤各单位装置の流入部及び流出部の構造	
⑥嫌気ろ床槽の平面形状及び断面形状	
⑦嫌気ろ床槽のろ材受け面及びろ材押さえ面の部品と取り付け状況	
⑧嫌気ろ床槽の清掃孔の部品と取り付け状況	
⑨接触ばっ気槽の接触材受け面及び接触材押さえ面の部品と取り付け状況	
⑩散気装置の部品と取り付け状況	
⑪接触ばっ気槽の逆洗装置及び汚泥移送装置の部品と取り付け状況	
⑫接触ばっ気槽の汚泥引出し管の部品図と取り付け状況	
⑬越流ぜきの部品図と取り付け状況	
⑭スロット型沈殿槽の場合、スロット部分の詳細構造	
⑮沈殿槽部分の断面形状	
⑯薬剤筒及び集水といの部品と取り付け状況	
⑰消毒槽の部品と取り付け状況	
⑱沈殿分離槽の平面形状及び断面形状	

§ 4. その他

1. 会社の概要書

2. 製品の品質管理体制（製造工場内、出荷後）

3. 使用者へのパンフレット

記載されていることが望ましい項目は、下記に示すとおりである。

① 浄化槽の仕組み

② 設置届の必要性和手続き

③ 浄化槽管理者の義務（浄化槽使用上の留意事項、保守点検及び清掃の必要性、7条検査及び11条検査の受検）

④ 保守点検について、登録業者との契約の必要性

⑤ 清掃について、許可業者との契約の必要性

4. 保証書

5. 施工要領書

記載されていることが望ましい項目は、下記に示すとおりである。

- ① 許容地耐力（t/m²）、最深積雪量（cm）
- ② 施工に必要な広さ（m²またはm×m）
- ③ 浄化槽機材の搬入、残土搬出に必要な広さ（m²またはm×m）
- ④ 掘削深さ（m）、割栗石の厚さ（cm）、捨てコンクリートの厚さ（cm）、底版コンクリートの厚さ（cm）、上版コンクリートの厚さ（cm）
- ⑤ 流入管、放流管の管底（cm）、排気管・立ち上げ管（m）
- ⑥ 流入（原水）ポンプ槽、放流ポンプ槽が必要な場合の対策
- ⑦ 上部を駐車場に用いる場合の補強方法（2,000cc以下、それを超える場合）
- ⑧ 深埋め工事の方法（マンホール等の嵩上げ高が30cm以下、それを超える場合）
- ⑨ ビルの地下、地上あるいは屋内に設置する場合の工事の方法
- ⑩ 積雪対策、寒冷地対策、地下水位が高い場合の工事の方法及び浮上防止対策
- ⑪ 基礎に高低差が生じる場合の対策
- ⑫ 据え付け方法
- ⑬ 流入管渠、放流管渠工事の方法
- ⑭ 管の接続方法
- ⑮ 送風機の取り付け方法
- ⑯ 工事終了時の後かたづけ
- ⑰ 工事終了時の検査方法
- ⑱ 浄化槽管理者への引き渡し時の留意事項

6. 維持管理要領書

記載されていることが望ましい項目は、下記に示すとおりである。

- ① 使用開始時の保守点検項目
- ② 通常時の保守点検項目
- ③ 消毒剤の補給間隔
- ④ 送風機の保守方法
- ⑤ 送風機の消耗部品について、交換頻度及び購入方法
- ⑥ 接触ばっ気槽の逆洗、はく離汚泥の移送方法
- ⑦ 嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）の清掃時期の判断目安
- ⑧ 処理機能が低下したときの対応策
- ⑨ 嫌気ろ床槽（沈殿分離槽）の清掃方法
- ⑩ 接触ばっ気槽、沈殿槽の清掃時期の判断目安と清掃方法
- ⑪ クレーム処理体制
- ⑫ 本社・支社・営業所の住所、電話番号及び担当部課名

§ 5. 建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）

の規定に基づき同法施行令第35条第1項の規定に適合するもので、国土交通大臣の認定を受けた浄化槽（旧告示第13区分の製品）の場合の追加資料

1. 共通事項

- (1) 保守点検作業性

- 1) 保守点検の標準手順及び作業時間（点検・保守項目ごとに、作業は1人で行った場合）
- 2) 保守点検作業を撮影したビデオ
- 3) 保守点検の記録票（第1回目（使用開始直前）と2回目以降（通常）の2種類）
- 4) 保守点検に必要な器具・機材（一般的でない器具・機材について、購入方法や公示価格）
- 5) 点検項目、項目ごとの点検頻度

ア. 試運転調整期間

シーディングの有無等、高性能な機能を発揮させるために必要な項目及び頻度を具体的に記述する。

イ. 通常の保守点検時（例）

- ① 水質項目（測定箇所を明示、各点検項目ごとに望ましい範囲を明示）
 - ・ pH、透視度、溶存酸素濃度、窒素化合物、残留塩素濃度等
- ② 汚泥の蓄積状況（各点検項目ごとに望ましい範囲を明示）
 - ・ スカム厚、堆積汚泥厚、ろ材、担体及び接触材のSS等
- ③ 定量移送装置（各点検項目ごとに望ましい範囲を明示）
 - ・ 移送水量の実測、送水管や分水計量装置内のスライム生成状況等
- ④ 制御盤
 - ・ 各機器の表示
- ⑤ その他（二ロブロワなどその型式特有の機器）
 - ・ 具体的に記述

6) 点検結果に基づく保守作業の内容

ア. 試運転調整期間における調整内容

特にシーディングが必要な場合は、シーディング剤の種類、添加する時期、場所、量を明記する。

イ. 点検項目に異常値（望ましい範囲外の値）を示した場合における対応方法

ウ. 単位装置別に、点検結果に基づく保守作業の内容（例）

- ① 各単位装置別に清掃時期を判断する項目及びその値（たとえば、スカム厚が20cm以上となったとき）
- ② 脱窒機能を有している単位装置
 - ・ 脱窒機能の確認方法、脱窒機能が認められない場合の対応策
- ③ 硝化機能を有している単位装置
 - ・ 硝化機能の確認方法、硝化機能が認められない場合の対応策
- ④ その型式特有のブロワなどの機器が用いられている場合
 - ・ 緊急時の対応方法、消耗部品の購入方法及び交換頻度
- ⑤ 生物処理槽
 - ・ 異常における生物処理槽へのシーディングの必要性
 - ・ シーディングの方法（具体的に、単位装置ごとに、どのようなものを、どの程度の量をいつ添加するのか）
 - ・ 自動逆洗装置が設けられている場合、逆洗管間隔や1回当たりの稼働時間を調整する場合の目安

⑥ 生物ろ過槽

- ・槽内水位の上昇が認められた場合（どの程度までが許容範囲なのか）の対応策
- ・妥当なばっ気量であるか否かを確認する指標
- ・ばっ気の偏りが認められた場合
- ・ばっ気が停止している場合の対応策
- ・担体の流出あるいは摩耗が認められた場合の対応策

⑦ 定量移送装置

設定値からどの程度ずれた場合に装置内や送水管の洗浄を行うか、あるいは定期的（〇〇ヵ月ごと）に行うか

7) 保守点検の事例

① 対象施設

人員比(実使用人員／処理対象人員)が(0.45未満)、(0.45以上0.70未満)、(0.70以上)の3種類について各1基以上

② 測定項目

前述の(1)の5)に記載した項目(窒素化合物の測定に簡易な方法を用いる場合は公定法との比較)

③ 測定頻度

前述の(1)の5)に記載した頻度〔少なくとも、使用開始時、使用開始4ヵ月目、8ヵ月目、12ヵ月目(清掃直前)〕

④ 保守作業：実際に行った作業の内容を記述する。

⑤ 性能評価を活用する事例を§6. 性能評価制度の活用を示す。

(2) 清掃作業性

- 1) 清掃の標準手順及び作業時間(各単位装置の汚泥引き出し作業、水張り作業ごと)
- 2) 清掃作業を撮影したビデオ
- 3) 清掃の記録票
- 4) 清掃の際、型式特有の器具・機材(一般的でない器具・機材については、購入方法や公示価格)
- 5) 清掃の事例
ア. 対象施設
① 3基以上(人員比が(0.45未満)、(0.45以上0.70未満)、(0.70以上)の3種類について各1基以上)
② 測定項目：各単位装置別に引き出し量(容量)、清掃汚泥のSS量
イ. 性能評価を活用する事例を§6. 性能評価制度の活用を示す。

(3) 施工作业性

- 1) 標準施工内容「本体据え付け」から「試運転調整」までの全作業を撮影したビデオ
- 2) 浄化槽設備士が試運転調整時に使用する(施工終了時)チェックリスト

(4) 処理性能

1) 対象施設

3基以上（人員比が（0.45未満）、（0.45以上0.70未満）、（0.70以上）の3種類について各1基以上）

2) 測定項目

各単位装置の処理機能が明らかとなる項目

3) 測定頻度

前述の(1)の5)に記載した頻度〔少なくとも、使用開始時、使用開始4ヵ月目、8ヵ月目、10ヵ月目、12ヵ月目（清掃直前）〕

4) 試料採取

分析に供する試料は汚水の代表的な流入時間帯に採取し、試料はGrabサンプルとする。

5) その他

分析法を明示。

6) 性能評価を活用する事例を§6. 性能評価制度の活用に示す。

(5) 施工、保守点検、清掃上の留意事項の伝達方法（より具体的に記述）

1) 提出図書に必ず記載すべき事項

- ① 営業担当者に対する教育内容（たとえば、施工時や第1回目の保守点検及び清掃時に立ち会い、要領書の内容説明を行う。）
- ② 指定検査機関、施工業者、保守点検業者及び清掃業者に必要な図書を引き渡す方法
- ③ 浄化槽管理者、指定検査機関及び関連業者からの当該型式に関する問い合わせに適切に対応する方法

2) 提出図書に記載することが望ましい事項

- ① 関連業者への教育（たとえば、市町村や管理組合が主催する施工、保守点検及び清掃業者に対する研修会に積極的に参加し、説明を行う。その際、現物カットモデルなどを用いてより具体的な説明を行う。）
- ② その他

2. 単位装置別（たとえば、生物ろ過槽及び定量移送装置）

(1) 生物ろ過槽

1) 逆洗排水中のSS量の経時変化

ア. 測定頻度

使用開始6ヵ月目、9ヵ月目及び12ヵ月目

イ. 測定内容

- ① 6ヵ月目
 - ・移送される逆洗排水（洗浄水）のSS濃度の経時変化
- ② 9ヵ月目及び12ヵ月目
 - ・逆洗排水の代表試料のSS濃度
- ③ 3回目の調査時における移送SS量

- 2) ばっ気の偏りが認められた場合の調整方法
- 3) 適正なばっ気状態とは（点検すべき項目及び部位、適正な範囲を明記するとともに、異常が認められた場合の対応策）
- 4) その他

(2) 定量移送装置

- 1) 日常の管理内容及びその頻度（特に、装置内のスライム等の洗浄方法及びその頻度）
- 2) 間欠定量ポンプの場合は、脱着作業手順（その作業を撮影したビデオ）
- 3) 使用開始12ヵ月目における定量移送装置の移送水量について、設定値との差に関する資料
- 4) その他

(3) その他の単位装置

該当の単位装置の機能や維持管理上の特記事項について、前述の1)、2)に準じた内容の資料を提出する。

§ 6. 性能評価制度の活用

1. 性能評価における試験方法ごとの自主調査内容

性能評価における試験方法ごとに登録審査において要求される自主調査について、下表に示す内容を活用することができる。

性能評価試験法		自主調査
試験方法	恒温短期評価試験方法	<ul style="list-style-type: none"> ・試験結果を活用することにより、自主調査基数を現行よりも1基削減し、2基以上とすることができる。
	現場評価試験 1	
	現場評価試験 2	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査結果として、試験結果を活用することにより、自主調査を省略することができる。

2. 性能評価制度の活用の事例

(1) 恒温短期評価試験と自主調査との調整について

1) 自主調査の効率化について

登録申請に際し、恒温短期評価試験結果と併せて後述の保守点検・清掃に関する情報が申請者から提出される場合、自主調査の最低基数を3基から2基に削減することができる。

現 行 の 場 合	性能評価制度を活用する場合
0.45未満 0.45以上0.70未満 0.70以上	0.45未満 0.45以上0.70未満
各1基以上	各1基以上

2) 恒温短期評価試験の資料

恒温短期評価試験の結果を維持管理作業性に関する審査に活用する場合、以下の事項に関する資料を提出すること。

ア. 管理必須項目の推移が明らかになる資料

- ① 各単位装置流出水のpHや透視度
- ② 各単位装置内のスカム、汚泥の蓄積状況
- ③ 好気性生物処理槽内の溶存酸素濃度
- ④ 槽内液移送装置の稼働状況

などについて、各項目の推移が明らかになる頻度で測定を行ったもの。

イ. 付属機器類等の保守状況が明らかになる資料

- ① 槽内液移送装置の洗浄や調整頻度
- ② 処理水槽や沈殿槽など消毒槽直前の単位装置内のスカム、槽底堆積汚泥の移送頻度
- ③ 散気装置の洗浄や送風量の調整など点検結果に基づき行われる作業について、その内容、頻度及び作業時間に関する資料。

ウ. 清掃作業性に関する資料

- ① 試験終了時における各単位装置内のスカム等の蓄積状況
- ② 試験終了時における各単位装置ごとの引き出し汚泥の容量とSS量に関する資料

3) 手続きの流れ (図-1 参照)

恒温短期評価試験を開始するに際し、前述した保守点検・清掃に関する情報に不足がないようにするため、申請者は全浄協に対して事前相談を行うこと。その結果に基づき、申請者と試験機関との間で調査すべき事項の確認後、恒温短期評価試験を開始すること。

(2) 現場評価試験1と自主調査との調整について

1) 自主調査の効率化について

登録申請に際し、現場評価試験1の結果と併せて後述の保守点検・清掃に関する情報が申請者から提出される場合、自主調査の最低基数を3基から2基に削減することができる。

現 行 の 場 合	性能評価制度を活用する場合
0.45未満 0.45以上0.70未満 0.70以上	0.45未満 0.45以上0.70未満
各1基以上	各1基以上

2) 現場評価試験1の資料

現場評価試験1の結果を維持管理作業性に関する審査に活用する場合、以下の事項に関する資料を提出すること。

ア. 管理必須項目の推移が明らかになる資料

- ① 各単位装置流出水のpHや透視度
- ② 各単位装置内のスカム、汚泥の蓄積状況
- ③ 好気性生物処理槽内の溶存酸素濃度
- ④ 槽内液移送装置の稼働状況

などについて、各項目の推移が明らかになる頻度で測定を行ったもの。

イ. 付属機器類等の保守状況が明らかになる資料

- ① 具体的には、槽内液移送装置の洗浄や調整頻度
- ② 処理水槽や沈殿槽など消毒槽直前の単位装置内のスカム、槽底堆積汚泥の移送頻度
- ③ 散気装置の洗浄や送風量の調整など点検結果に基づき行われる作業について、その内容、頻度及び時間に関する資料。

ウ. 清掃作業性に関する資料

- ① 具体的には、試験終了時における各単位装置内のスカム等の蓄積状況
- ② 試験終了時における各単位装置ごとの引き出し汚泥の容量とSS量に関する資料

3) 手続きの流れ（図-1参照）

現場評価試験1を開始するに際し、前述した保守点検・清掃に関する情報に不足がないようにするため、申請者は事前相談を行うこと。その結果に基づき、申請者と試験機関との間で調査すべき事項の確認後、現場評価試験1を開始すること。

(3) 現場評価試験2と自主調査との調整について

1) 自主調査の効率化について

登録申請に際し、現場評価試験2の結果と併せて後述の保守点検・清掃に関する情報が申請者から提出される場合、自主調査を省略することができる。

2) 現場評価試験2の資料

現場評価試験2の結果を維持管理作業性に関する審査に活用する場合、以下の事項に関する資料を提出すること。

ア. 各単位装置流出水の水質分析結果

① 各単位装置流出水の採水回数、採水条件及び分析項目は、原則、自主調査と同一条件とする。

イ. 管理必須項目の推移が明らかになる資料

- ① 各単位装置流出水のpHや透視度
- ② 各単位装置内のスカム、汚泥の蓄積状況
- ③ 好気性生物処理槽内の溶存酸素濃度
- ④ 槽内液移送装置の稼働状況

などについて、各項目の推移が明らかになる頻度で測定を行ったもの。

ウ. 付属機器類等の保守状況が明らかになる資料

- ① 槽内液移送装置の洗浄や調整頻度
- ② 処理水槽や沈殿槽など消毒槽直前の単位装置内のスカム、槽底堆積汚泥の移送頻度
- ③ 散気装置の洗浄や送風量の調整など点検結果に基づき行われる作業について、その内容、頻度及び作業時間に関する資料。

エ. 清掃作業性に関する資料

- ① 試験終了時における各単位装置内のスカム等の蓄積状況
- ② 試験終了時における各単位装置ごとの引き出し汚泥の容量とSS量に関する資料

3) 手続きの流れ (図-2 参照)

現場評価試験2を開始するに際し、前述した保守点検・清掃に関する情報に不足がないようにするため、申請者は事前相談を行うこと。その結果に基づき、申請者と試験機関との間で調査すべき事項の確認後、現場評価試験2を開始すること。

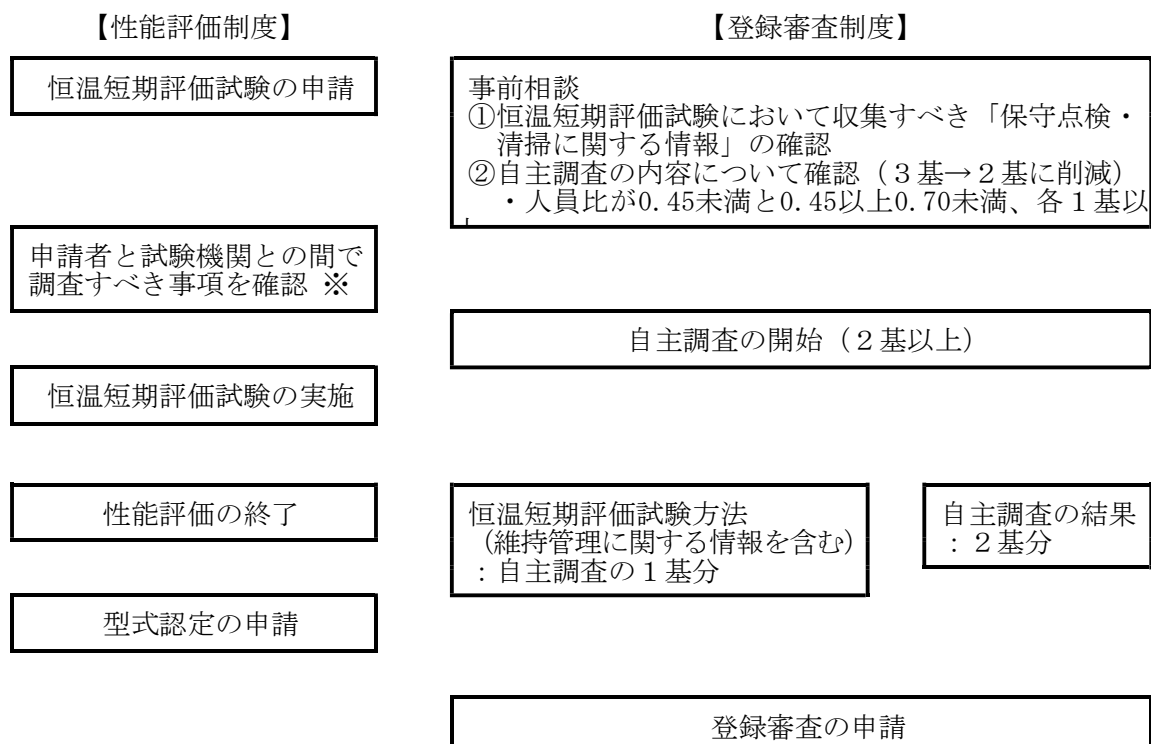
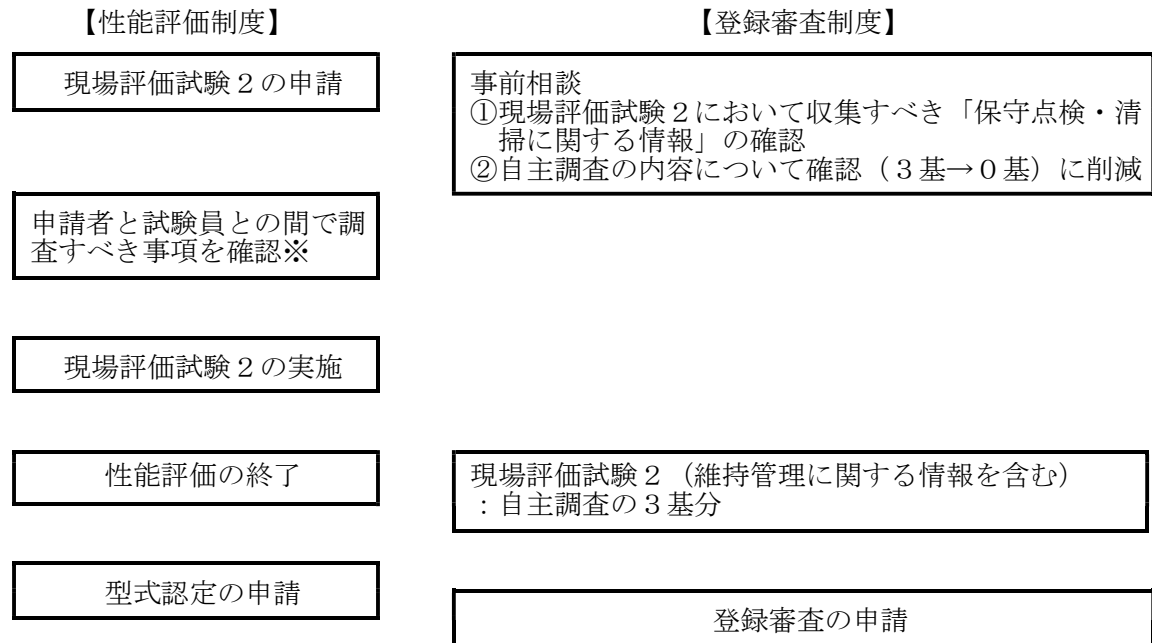


図-1 恒温短期評価試験を行う場合の手続きの流れ [現場評価試験1の場合も同様]



図－2 現場評価試験 2 を行う場合の手続きの流れ

※ 試験条件の確認（浄化槽の性能評価方法細則）に示されている「試験機関または統括試験員は当該事項を確認のうえ、試験を行う。」の(3)管理性能評価項目と(4)維持管理方法の部分に該当する行為。

§ 7. OEM提携品

OEM提携品の場合には、下記の資料を追加する。

- 1) OEM提携元と提携先のそれぞれの役割に関する資料
- 2) OEMグループ内における技術研修や情報交換に関する資料

§ 8. 登録更新

登録を更新する場合にあつては、下記の資料を追加する。

- 1) 登録時に登録審査専門委員会から指摘があった改善すべき事項についての回答書に従った改善点が明らかになる資料
- 2) 実地調査結果で、異常あるいは操作が困難であると判断された状況となった原因とその対応策に従った改善点が明らかになる資料（特に、品質管理方法について）
- 3) 登録申請図書の変更内容の経過が明らかになる資料
- 4) OEM提携品の場合には、OEMグループ内における技術研修や情報交換に関する実績
- 5) 建築基準法施行令第35条第1項に規定する浄化槽（旧告示第13区分）の場合には、更に下記の資料を追加する。

「保守点検の事例」、「清掃の事例」、「処理性能」について、以下の調査結果を提出する。

- ① OEM製品の申請者（OEM製品の供給を受ける者）は1回目の更新時には自主調査を行い、この結果を提出することとする。調査施設は3基以上（人員比(0.45未満)、

(0.45以上0.70未満)、(0.70以上)の3種類について各1基以上)とする。

なお、OEM製品の申請者でないメーカーにあっても、関係者に対し、実態に即した維持管理技術について、より充実した情報提供が可能となるよう自主調査を行うことが望ましい。

② 調査期間は使用開始12ヵ月目まで。

§ 9. その他

1) 自主調査の実施時期

自主調査の実施時期については、型式認定取得前後に関係なく行うことができるものとする。

2) 自主調査期間の特例

維持管理ガイドライン等で年に複数回清掃を行う記述がある処理方式については、使用開始あるいは前回の清掃から清掃までの期間まで自主調査期間を短縮することができるものとする。

ただし、水温の低下が処理機能に影響を及ぼす場合には冬季を含むなど、処理方式に応じて調査時期等に付帯条件を付けるものとする。